

令和6年度

# 狩猟免許試験のお知らせ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）に基づく狩猟免許試験を実施します。

**※野生鳥獣の捕獲は、法により禁止されています。**

**捕獲（有害捕獲・狩猟）には、狩猟免許が必要です。**

イノシシ、ニホンジカ、カラスなどの鳥獣による農林業被害が、県内でも大きな問題となっています。

地域の農林水産業を守っていくためにも、狩猟免許を取得して有害鳥獣を捕獲しましょう。

（有害鳥獣捕獲については別途市町村の許可が必要です。）



## 試験日、会場及び申込受付期間

地区	試験日	会場	申込受付期間
鳥取会場	9月 1日（日） 午前9時30分～午後5時	鳥取県東部庁舎5階講堂ほか （鳥取市立川町六丁目176番地）	5月13日（月） ～8月14日（水）
倉吉会場	6月30日（日） 午前9時30分～午後5時	伯耆しあわせの郷大研修室ほか （倉吉市小田458番地）	5月13日（月） ～6月12日（水）
	12月1日（日） 午前9時30分～午後5時	伯耆しあわせの郷大研修室ほか （倉吉市小田458番地）	5月13日（月） ～11月13日（水）
米子会場	8月 3日（土） 午前9時30分～午後5時	米子コンベンションセンターBIGSHIP 第7会議室ほか （米子市末広町294）	5月13日（月） ～7月17日（水）

## 申込先・問合せ先

（各手続きは住所地ごとの担当課で実施します。試験地ではありません。）

申込者の住所地	担当課	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡 及び八頭郡	鳥取県生活環境部 自然共生社会局自然共生課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	鳥取県中部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
米子市、境港市、西伯 郡及び日野郡	鳥取県西部総合事務所 環境建築局環境・循環推進課	〒683-0054 米子市鞆町一丁目160	0859-31-9628

## 試験種類及び受験手数料

**県が配布する納付書納付又は県庁本庁舎・総合事務所などに設置される窓口で納付してください。**

区分		網猟免許 （網用）	わな猟免許 （わな用）	第一種銃猟免許 （装薬銃・空気銃用）	第二種銃猟免許 （空気銃用）
受験 手数料	新規受験者	4,300円	4,300円	5,200円	5,200円
	既に他の種類 の免許取得者	2,800円	2,800円	3,900円	3,900円

※受験申込手続きの詳細等は、裏面をご覧ください

## ■受験申込手続き

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、**住所地ごとの担当課に郵送又は持参してください。**（申請書は県庁自然共生課、鳥取県東部庁舎、八頭庁舎、各総合事務所、日野振興センター及び市町村役場にあります。また、申請書と医師の診断書の様式は、県のホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/289602.htm> よりダウンロードできます。）

※郵送の場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付けます。

写真 1枚	申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。
銃猟・空気銃所持許可証(写し)1部 又は、 医師の診断書 1通 ※わな猟免許を受験の方でも医師の診断書は必要です。	・銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている方は、その許可証の写し ・上記の許可を受けていないすべての方は、申請前概ね3月以内に受診した法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての診断書
受験票返送用封筒 1枚	長形3号（235mm×120mm）に <b>84円切手1枚</b> を貼り付け、表面に返送先の住所及び氏名を記載ください。
納付領収証書など手数料を支払ったことが証明できる書類	県が配布する納付書での納付又は県庁本庁舎・各総合事務所に設置される窓口で納付した、控1と書かれた県提出用レシートまたは納付済証が必要です。 ※納付書の請求は表面申込先にお問い合わせください。

## ■狩猟者養成講習会

**受講料無料・別途テキスト代（1,500円）が必要。代金は当日持参ください。**

狩猟免許試験に先立ち、関係法令と安全な捕獲方法を習得するための講習会を開催します。

参加を希望される方は、狩猟免許試験とあわせてお申込みください。

地区	実施日	会場	申込受付期間
鳥取会場	7月28日（日）	鳥取県福祉人材研修センター 本館 中研修室 （鳥取市伏野1729-5）	5月13日（月）～7月22日（月）
倉吉会場	6月2日（日）	倉吉体育文化会館 大研修室 （倉吉市山根529-2）	5月13日（月）～5月27日（月）
	11月10日（日）	ハワイアロハホール 集会室 （東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584）	5月13日（月）～11月5日（火）
米子会場	6月30日（日）	溝口公民館 大会議室 （西伯郡伯耆町溝口652番地1）	5月13日（月）～6月24日（月）

※開催時間は、全て**午前9時30分～午後4時30分**

## ■その他

- 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許は、20歳未満の方は受験できません。
- 鳥獣害防止対策については、最寄りの市町村役場、鳥取県東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のイノシシ等被害防止相談窓口までお問合せください。

**発行・問合せ先**

鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 0857-26-7872